

事務連絡  
令和元年 9 月 18 日

会員各位

(一社) 熊本県警備業協会  
専務理事 西橋 一裕

「警備業法施行規則」「警備員等の検定等に関する規則」「警備員教育を行う者等を定める規程」の改正及び公布について（第 7 報）

**質問**

平成 31 年 3 月 31 日以前の教育計画書及び教育実施簿の保存期間は？

**答**

従前どおり当該教育期が終了した日から 2 年間の保存となります。

「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 24 号）の附則第 2 条第 1 項で、

この府令の施行の際現に警備業法第四十五条の規定により備えているこの府令による改正前の警備業法施行規則（以下「旧令」という。）第六十六条第一項第五号及び第六号に掲げる書類（この府令の施行の日前に終了した教育期（旧令第三十八条第二項の表の二の項の下欄に規定する教育期をいう。次項において同じ。）に係るものに限る。）についてのこの府令による改正後の警備業法施行規則（以下「新令」という。）第六十六条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

となっており、「この政令の施行の日前に終了した教育期」とあるのは、平成 31 年 3 月 31 日（前年度後期）以前の教育期を指しています。

よって、これらの教育計画書及び教育実施簿の保存期間は従前どおり当該教育期が終了した日から 2 年間の保存となります。